

大阪府土木施工管理技士会

定期刊行物配布規程

(目的)

第1条 大阪府土木施工管理技士会（以下「当法人」という。）の業務の効率化を図ることを目的として、定期刊行物の配布に関する規程を次のとおり定める。

(配布)

第2条 当法人が社団法人全国土木施工管理技士会連合会（以下「連合会」という。）に加入した後、連合会から配布された定期刊行物（JCMマンスリーレポートをいう。）の当法人の会員への配布は、定期刊行物の電子ファイルをメールにより送信するか若しくは指定サイトのIDパスワードを通知することにより会員がダウンロードすることにより行うことを原則とする。

附 則

この規程は、当法人の設立の日から施行する。